

グローバル資産分散オープン

追加型投信／内外／資産複合

※本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

愛称

メイン パートナー

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページに掲載しております。また、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されております。

委託会社等の情報

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]
三井住友DSアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号
<受託会社> [ファンドの財産の保管及び管理を行う者]
三井住友信託銀行株式会社

委託会社への照会先

<ホームページ>
<https://www.smd-am.co.jp>
<フリーダイヤル>
0120-88-2976
[受付時間] 午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)

<委託会社の情報>

委託会社名:三井住友DSアセットマネジメント株式会社

設立年月日:1985年7月15日

資本金:20億円(2019年4月1日現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:9兆5,162億円(2018年12月末現在)[※]

※委託会社は2019年4月1日に合併しています。運用する投資信託財産の合計純資産総額は合併前のものであり、三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社の合計金額です。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信、その他債券)、資産配分固定型))	年6回 (隔月)	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

■この目論見書により行うグローバル資産分散オープン募集については、発行者である三井住友DSアセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2019年3月15日に関東財務局長に提出しており、2019年3月31日にその届出の効力が生じております。

■ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。

■請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録していただきますようお願い申し上げます。

■ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みくださいますようお願い申し上げます。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、世界の債券、株式、REIT(不動産投資信託)およびコモディティ等へ実質的に分散投資することにより、安定した利子・配当収益の確保とともに、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドの特色

1

投資信託証券への投資を通じて、先進国から新興国までの幅広い地域の債券、株式、REIT(不動産投資信託)およびコモディティ等へ実質的に分散投資し、安定した利子・配当収益の確保とともに、信託財産の中長期的な成長を目指します。

- 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- 分散投資にあたっては、資産の分散・地域の分散などを考慮します。

<当ファンドが投資対象とする資産・投資対象>

資産	地域・種類別	主要投資対象
債券	米国債券	主に米国の多種多様な投資適格の債券へ投資します。
	欧州債券	主に欧州地域の債券を中心に投資します。
	アジア・オセアニア債券	主にアジアおよびオセアニア地域の債券へ投資します。
	新興国債券	主に新興国の債券へ投資します。
	ハイ・イールド債券	主にハイ・イールド債券へ分散投資します。
株式	日本株式	主にわが国の株式へ投資します。
	先進国株式	主に先進国の株式を中心に投資します。
	新興国株式	主に新興国の株式を中心に投資します。
REIT・コモディティ	世界REIT	日本を含む世界のREITへ分散投資します。
	コモディティ	商品市況に中長期的な動きが概ね連動する証券へ投資します。

※将来、投資環境に応じて資産クラスの増加・変更を行う場合があります。

- 投資信託証券への投資は、主に前記の当該資産クラスを主要投資対象とする以下の投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)の中から行います。

<当ファンドが投資対象とする指定投資信託証券>

資産	地域・種類	指定投資信託証券
債券	米国債券	T.Rowe Price Funds SICAV - U.S. Aggregate Bond Fund(以下、「USアグリゲート・ボンド・ファンド」)
	欧州債券	欧州債券マザーファンド
	アジア・オセアニア債券	アジア・オセアニア債券マザーファンド
	新興国債券	新興国債券マザーファンド
	ハイ・イールド債券	T.Rowe Price Funds SICAV - Global High Yield Bond Fund(以下、「グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」)
株式	日本株式	日本好配当株マザーファンド
	先進国株式	グローバル好配当株マザーファンド
	新興国株式	T.Rowe Price Funds SICAV - Emerging Markets Equity Fund(以下、「エマージング・マーケット・エクイティ・ファンド」)
REIT・コモディティ	世界REIT	世界REITマザーファンド
	コモディティ	コモディティ・マザーファンド

※上記の指定投資信託証券の全てに投資することを約束するものではありません。

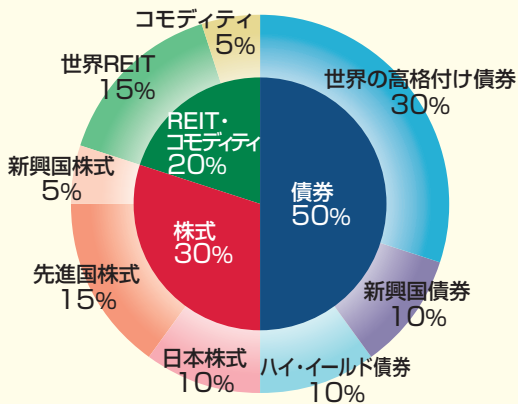
※指定投資信託証券は、将来、投資環境に応じて追加または変更になる場合があります。

ファンドの目的・特色

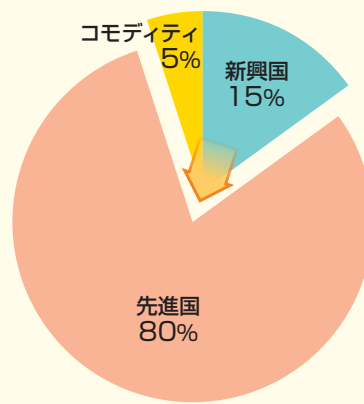
2

各資産への配分は、信託財産の純資産総額に対し、概ね「債券：50%程度、株式：30%程度、REIT・コモディティ：20%程度」を基本資産配分とします。

資産配分のイメージ



地域別配分のイメージ



資産	資産クラス	基本資産配分	
債券	世界の高級付け債券	米国債券	10%
		欧州債券	10%
		アジア・オセアニア債券	10%
	新興国債券	10%	
	ハイ・イールド債券	10%	
株式	日本株式	10%	
	先進国株式	15%	
	新興国株式	5%	
REIT・コモディティ	世界REIT	15%	
	コモディティ	5%	

※指定投資信託証券における有価証券の組入状況によっては、実際の資産配分で上記イメージとの乖離が生じる場合があります。
 ※実質組入有価証券の値動きや資金流入などによっては上記の比率は変動します。
 ※投資環境の変化や各資産の利回り水準などを考慮し、基本資産配分の調整等を行う場合があります。

3

年6回の分配を目指します。

- 決算日は、毎年1、3、5、7、9、11月の27日(休業日の場合は翌営業日)とします。
- 毎年5月および11月の決算時には、基準価額水準などを考慮し、売買益(評価益を含みます。)等を中心に分配する場合があります。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利息・配当収益および売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配のイメージ図



※あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではなく、分配金が支払われない場合もあります。
 ※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、あるいはやむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

下記は投資信託における「収益分配金に関する留意事項」を説明するものであり、当ファンドの分配金額や基準価額を示すものではありません。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



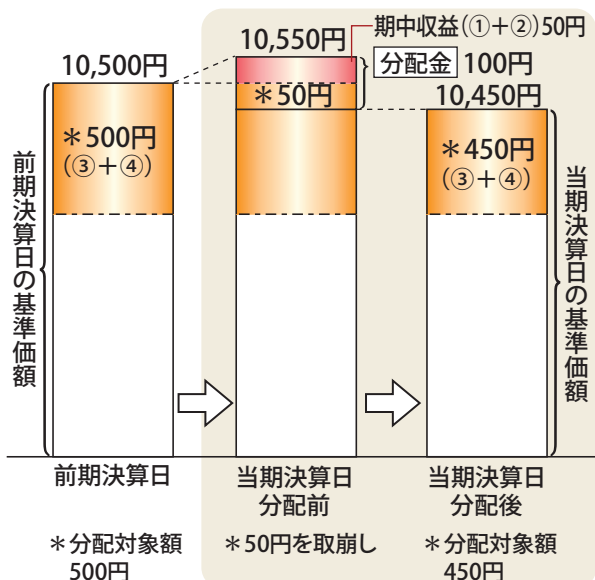
(イメージ図)

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

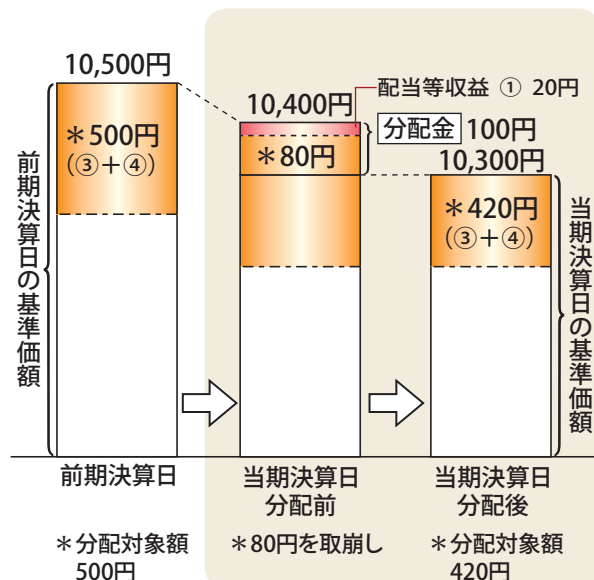
分配金が計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

(イメージ図)

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

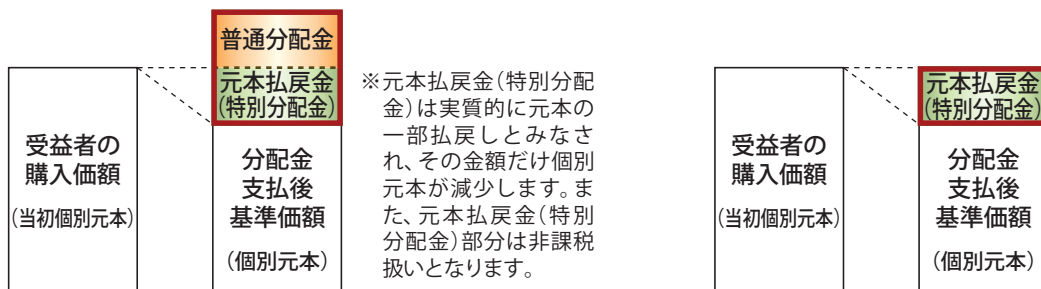
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(イメージ図)

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

ファンドの目的・特色

運用会社の概要

各投資信託証券の運用会社の概要は以下の通りです。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社の概要

三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に、三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社が合併して誕生した会社です。
国内トップクラスの資産運用会社として、最高品質の資産運用サービスの提供を通じ、お客さまの資産形成に貢献しています。国内外の株式、債券、リート等に投資する豊富なラインナップの中から、お客さまのニーズに合った特徴あるファンドをご提供します。

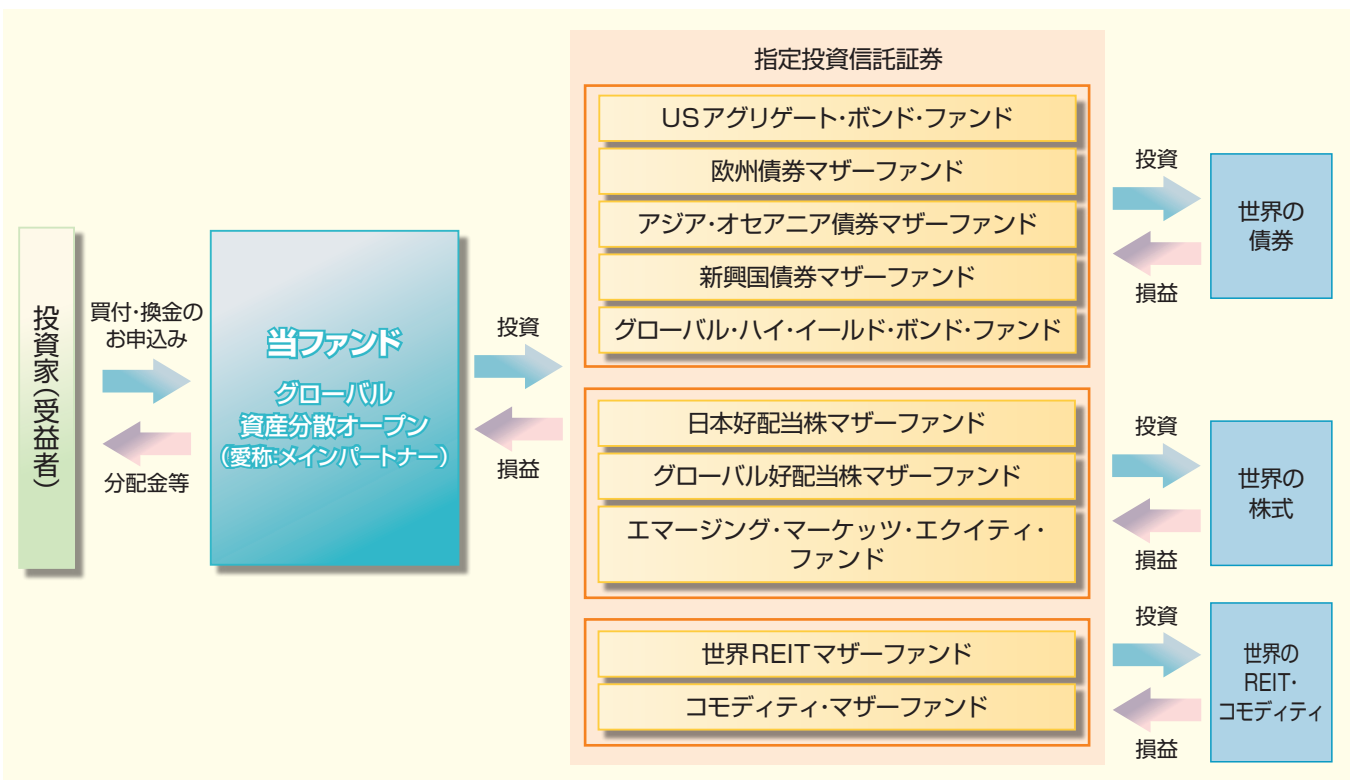
ティー・ロウ・プライス・グループの概要

ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドは、米国ティー・ロウ・プライス・グループの運用会社です。ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクは、1937年に設立された同グループの代表的な会社で、グローバルに資産運用業務を行っております。ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクの親会社であるティー・ロウ・プライス・グループ・インクは、米国の上場会社であり、また、S & P 500インデックスの採用銘柄です。ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドおよびティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクは、ティー・ロウ・プライス・グループの運用技術および調査能力を活用することができます。

シービーアールイー・クラリオン・セキュリティーズ・エルエルシーの概要

シービーアールイー・クラリオン・セキュリティーズ・エルエルシーは、世界的な不動産サービス会社である米国シービーアールイー・グループの上場不動産証券投資部門を担う運用会社です。同社は、シービーアールイー・グループの世界各国に展開したネットワークから不動産／マーケット情報・リサーチ情報を最大限活用することができます。

当ファンドの運用の仕組み



◆ 主な投資制限

投資制限の対象	投資制限の内容
有価証券	投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
投資信託証券	投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
同一銘柄の投資信託証券	同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

ファンドの目的・特色

追加的記載事項

<指定投資信託証券の概要>

以下は、2018年10月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

T.Rowe Price Funds SICAV - U.S. Aggregate Bond Fund	
運用会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド
投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク
運用基本方針	主として米ドル建ての投資適格債券(BBB - 格以上)へ投資することにより、トータルリターンを追求を図ります。
ベンチマーク	ブルームバーグ・バークレイズ米国総合インデックス
主要投資対象	米ドル建ての投資適格債券を主要投資対象とします。

欧州債券マザーファンド	
投資信託委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド
運用基本方針	主に欧州地域の公社債へ投資し、安定した利息収入の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。
ベンチマーク	FTSE 欧州世界国債インデックス(円換算)
主要投資対象	欧州地域の公社債を主要投資対象とします。

アジア・オセアニア債券マザーファンド	
投資信託委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用基本方針	主にアジアおよびオセアニア地域の公社債へ投資し、安定した利息収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。
主要投資対象	アジアおよびオセアニア地域の公社債を主要投資対象とします。

新興国債券マザーファンド	
投資信託委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド
運用基本方針	主として新興国の政府および政府機関等の発行する米ドル建ての債券を中心に投資を行うことにより、安定的かつ高水準の利息収益の確保と信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。
ベンチマーク	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(円換算)
主要投資対象	新興国の政府および政府機関等の発行する米ドル建ての債券を主要投資対象とします。

T.Rowe Price Funds SICAV - Global High Yield Bond Fund	
運用会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド
投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク
運用基本方針	主としてBB格およびB格の高利回りの社債を中心に分散投資することにより、トータルリターンを追求を図ります。
ベンチマーク	JPモルガン・グローバル・ハイ・イールド・ボンド・インデックス
主要投資対象	ハイ・イールド債券を主要投資対象とします。

ファンドの目的・特色

日本好配当株マザーファンド

投資信託委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用基本方針	わが国の株式へ投資し、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。
主要投資対象	わが国の株式を主要投資対象とします。

グローバル好配当株マザーファンド

投資信託委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用基本方針	世界各国の株式へ投資し、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	世界各国の株式を主要投資対象とします。

T.Rowe Price Funds SICAV - Emerging Markets Equity Fund

運用会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド
運用基本方針	主として新興国の株式に投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ります。
ベンチマーク	MSCIエマージング・マーケット・インデックス
主要投資対象	新興国の株式(預託証券を含みます。)を主要投資対象とします。

世界REITマザーファンド

投資信託委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
投資顧問会社	シービーアールイー・クラリオン・セキュリティーズ・エルエルシー
運用基本方針	世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、安定した配当収益の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主要投資対象	日本を含む世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

コモディティ・マザーファンド

投資信託委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用基本方針	ブルームバーグ商品指数の騰落率に償還価額等が連動する外貨建ての証券へ投資することにより、ブルームバーグ商品指数が表す世界の商品市況について、その中長期的な動きを概ね捉えることを目標として運用します。
主要投資対象	ブルームバーグ商品指数の騰落率に償還価額等が連動する外貨建ての証券を主要投資対象とします。

指数について

● ブルームバーグ・バークレイズ米国総合インデックス

ブルームバーグ・バークレイズ米国総合インデックスとは、ブルームバーグが公表しているインデックスであり、米ドル建て投資適格債券市場のパフォーマンスを表します。ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標およびサービスマークです。バークレイズは、ライセンスに基づき使用されているバークレイズ・バンク・ピーエルシーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

● FTSE 欧州世界国債インデックス

FTSE 欧州世界国債インデックス(ユーロベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、欧州主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。FTSE 欧州世界国債インデックス(円換算)とは、FTSE 欧州世界国債インデックス(ユーロベース)を委託会社が円換算したものです。

● JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド

JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイドとは、J.P. Morgan Securities LLCが公表する債券指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利はJ.P. Morgan Securities LLCに帰属します。JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(円換算)とはJPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイドを委託会社が円換算したものです。

● JPモルガン・グローバル・ハイ・イールド・ボンド・インデックス

JPモルガン・グローバル・ハイ・イールド・ボンド・インデックスとは、J.P. Morgan Securities LLCが公表する債券指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利はJ.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

● MSCIエマージング・マーケット・インデックス

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数です。MSCIインデックスに関する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。またこれらの情報は信頼のおける情報源から得たものですが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

● ブルームバーグ商品指数

ブルームバーグ商品指数および「ブルームバーグ(Bloomberg®)」は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー(Bloomberg Finance L.P.)およびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)のサービスマークであり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社による一定の目的での利用のためにライセンスされています。ブルームバーグ商品指数は、ブルームバーグとUBSセキュリティーズ・エル・エル・シー(UBS Securities LLC)の間の契約に従ってブルームバーグが算出し、配信し、販売するものです。ブルームバーグ、ならびにUBSセキュリティーズ・エル・エル・シーおよびその関係会社(以下「UBS」と総称します。)のいずれも、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の関係会社ではなく、ブルームバーグおよびUBSは、当ファンドを承認し、是認し、レビューしまたは奨励するものではありません。ブルームバーグおよびUBSのいずれもブルームバーグ商品指数に関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性も保証するものではありません。

■当ファンドは、投資信託証券を通じて実質的に株式、債券、REIT、コモディティなど値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は為替の変動による影響も受けます。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

■信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

■投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

価格変動リスク	当ファンドは、投資信託証券を通じて、実質的に株式、債券、REIT、コモディティ等の値動きのある有価証券等に投資します。実質的な投資対象である有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。
株価変動に伴うリスク	株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。
金利変動に伴うリスク	投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。
不動産投資信託 (REIT)固有のリスク	<p><価格変動リスク> 不動産投資信託の価格は、以下のような要因により変動します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有不動産等の評価額の変動 ・組入資産(不動産)の入替え等による変動 ・当該不動産投資信託が借入れを行っている場合の金利支払い等の負担の増減 ・建築規制や税制などの変更に伴う市況の変化 ・人災、自然災害等の偶発的な出来事による不動産の劣化や滅失、毀損 <p>上記などにより、不動産価格が下落した場合、不動産投資信託の価格も下がり、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。</p> <p><分配金の変動> 不動産投資信託の分配金の原資は、不動産等から得られる賃貸収入が主なものです。賃貸収入は、賃貸料の下落や空室の発生等により減少する可能性があります。この場合、分配金はこれらの影響を受ける可能性があります。投資対象となる不動産の管理や修繕等にかかる費用が増えると、分配金に影響を及ぼします。</p> <p><信用リスク、その他> 不動産投資信託の信用状態が悪化した結果、債務超過や支払不能となった場合、大きな損失が生じるおそれがあります。また、取引所の上場廃止基準に抵触した場合、当該不動産投資信託の上場が廃止される可能性があります。</p>
商品市況の価額変動に伴うリスク	商品市況は、多くの要因により変動します。要因の主なものとしては、対象となる商品の需給、貿易動向、天候、農業生産、商品産出地域の政治・経済情勢、疫病の発生などが挙げられます。このため、商品の動向を表わす各種商品指数も、商品市況の変動の影響を受けます。さらに、指数を対象にした先物等の市場では、流動性の不足、投機的参加者の参入、規制当局による規制や介入等により、一時的に偏りや混乱を生じることがあります。 当ファンドは商品指数に連動した債券等に投資しますので、これらの影響を受けます。商品市況が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

投資リスク

為替リスク	当ファンドは、投資信託証券を通じて外貨建資産に投資するため、為替変動のリスクが生じます。また、当ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。
カントリーリスク	投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。
新興国への投資のリスク	<p>新興国は、先進国と比べて経済状況が脆弱であるとされ、政治・経済および社会情勢が著しく変化する可能性があります。想定される変化としては、次のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政治体制の変化 ・社会不安の高まり ・他国との外交関係の悪化 ・海外からの投資に対する規制 ・海外との資金移動の規制 <p>さらに、新興国は、先進国と比べて法制度やインフラが未発達で、情報開示の制度や習慣等が異なる場合があります。この結果、投資家の権利が迅速かつ公正に実現されず、投資資金の回収が困難になる場合や投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない可能性があります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。</p>
流動性リスク	実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。
信用リスク	<p>投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。</p> <p>新興国の発行体が発行する債券では、先進国の発行体が発行する債券に比べて、デフォルトが起きる可能性が相対的に高いと考えられます。デフォルトが起きると債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。</p> <p>株式の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。</p>

その他の留意点

・資産および投資先の配分について

当ファンドの実質的な資産配分は、基本的な資産配分比率と乖離を生じる場合があります。この結果、運用成果は、基本資産配分で運用を行った場合を上回ったり下回ったりすることがありますので、ご留意ください。

・クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

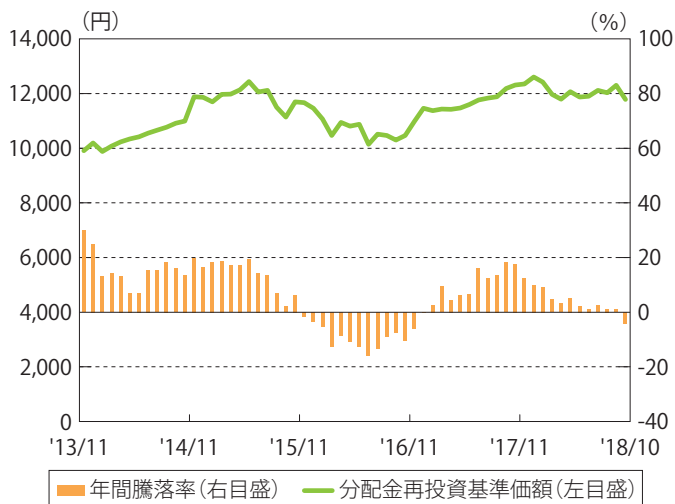
委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。

投資リスク

(参考情報)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

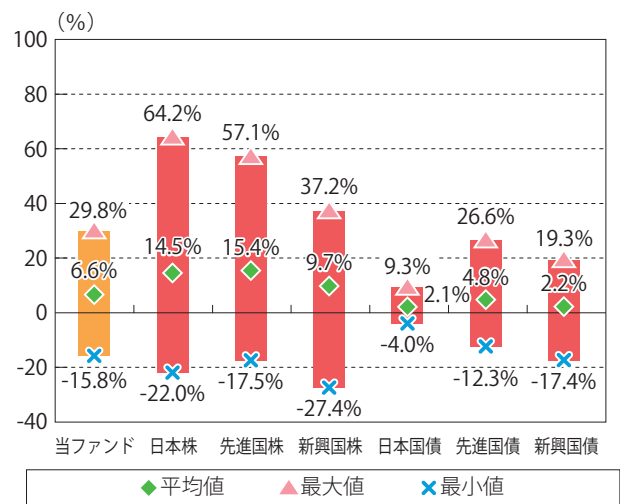
(2013年11月～2018年10月)



- ※年間騰落率は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。
- ※年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したもものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2013年11月～2018年10月)



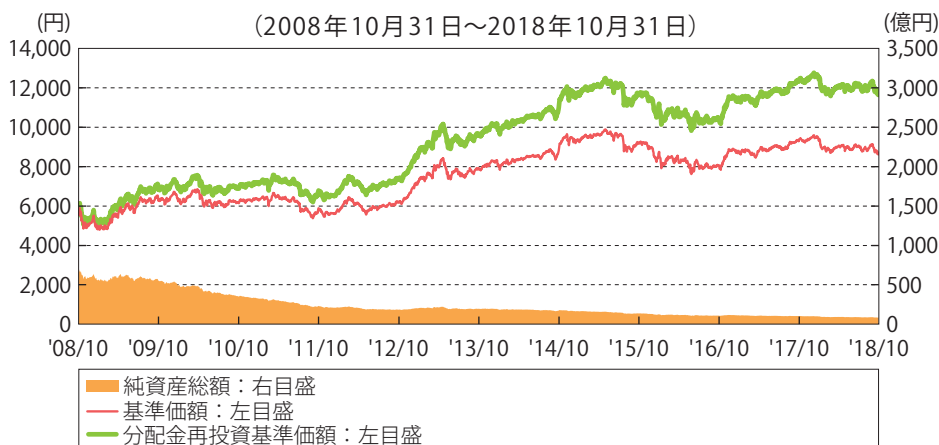
- ※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したもものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名	権利者
日本株	TOPIX (配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI 国債	野村證券株式会社
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注) 上記指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利は、各権利者に帰属します。各権利者は、当ファンドの運用に関して一切の責任を負いません。

基準価額・純資産の推移



*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

分配の推移

2018年 9月	30円
2018年 7月	30円
2018年 5月	30円
2018年 3月	30円
2018年 1月	30円
直近1年間累計	180円
設定来累計	2,210円

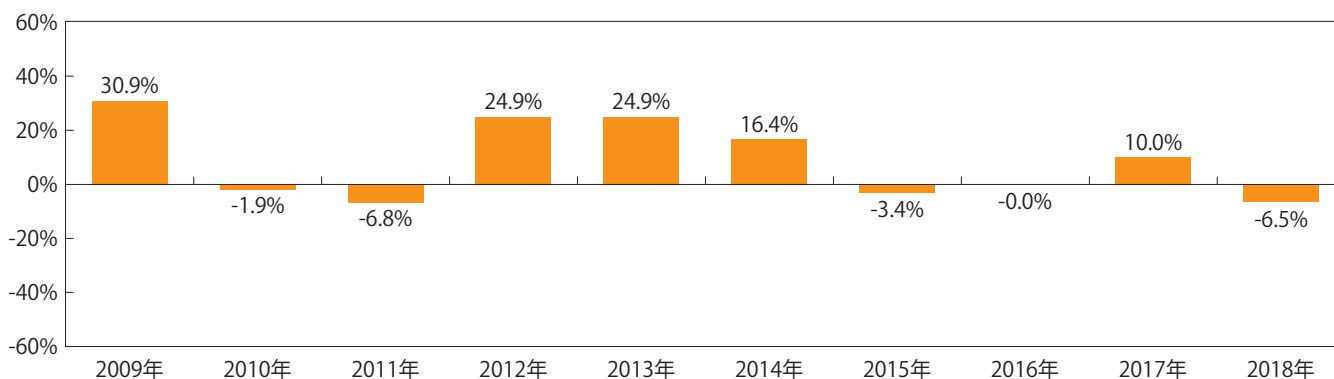
*分配金は1万口当たり、税引前

主要な資産の状況

投資銘柄	投資比率
世界REITマザーファンド	15.0%
グローバル好配当株マザーファンド	14.7%
新興国債券マザーファンド	10.2%
T.Rowe Price Funds SICAV - U.S. Aggregate Bond Fund	10.1%
欧州債券マザーファンド	10.0%
アジア・オセアニア債券マザーファンド	9.9%
T.Rowe Price Funds SICAV - Global High Yield Bond Fund	9.8%
日本好配当株マザーファンド	9.8%
コモディティ・マザーファンド	4.8%
T.Rowe Price Funds SICAV - Emerging Markets Equity Fund	4.1%

*投資比率は全て純資産総額対比

年間収益率の推移



*ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、2018年は10月末までの収益率です。

*ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

*ファンドには、ベンチマークはありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

お申込みメモ

購入単位	お申込みの販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	お申込みの販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。
購入の申込期間	2019年4月1日から2019年6月27日までです。 (申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、組入投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することがあります。
信託期間	無期限(2007年5月22日設定)
繰上償還	信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。
決算日	毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の27日(該当日が休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年6回の決算時に分配を行います。 *分配金自動再投資型を選択された場合は、税金を差引いた後自動的に無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	2兆円
公告	原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。
運用報告書	毎年3月、9月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 当ファンドは、益金不算入制度および配当控除の適用はありません。 ※上記は2018年10月末現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	<p>購入価額に3.24%(税抜3.0%)を上限として販売会社毎に定めた率を乗じて得た額とします。 ※詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。</p> <p>購入時手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。</p>
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>毎日、信託財産の純資産総額に年率1.5552%(税抜1.44%)を乗じて得た額とします。運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p><運用管理費用(信託報酬)の配分></p> <table border="1"> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.70%(税抜)</td> <td>ファンドの運用等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.70%(税抜)</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.04%(税抜)</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </table> <p>※当ファンドが投資対象とする指定投資信託証券では、信託報酬は収受されませんので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は上記と同じです。</p> <p>※委託会社の報酬には、指定投資信託証券のうち運用の指図にかかる権限を委託するファンドにかかる投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の額は以下の合計額とし、委託会社が報酬を受け取った後、当該報酬から支払います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信託財産に属するとみなされる欧州債券マザーファンドの時価総額に対して年0.33%以内の率を乗じて得た金額 ・信託財産に属するとみなされる新興国債券マザーファンドの時価総額に対して年0.336%以内の率を乗じて得た金額 ・信託財産に属するとみなされる世界REITマザーファンドの時価総額に対して年0.45%以内の率を乗じて得た金額 	委託会社	年率0.70%(税抜)	ファンドの運用等の対価	販売会社	年率0.70%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	年率0.04%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
委託会社	年率0.70%(税抜)	ファンドの運用等の対価								
販売会社	年率0.70%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価								
受託会社	年率0.04%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価								
その他の費用・手数料	<p>財務諸表の監査に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用等は信託財産から支払われます。</p> <p>※監査報酬の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。監査報酬以外の費用等につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>									

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ・少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方*で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・※20歳未満の方を対象とした「ジュニアNISA」もあります。
- ・上記は2018年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



三井住友DSアセットマネジメント